国が備蓄している使用推奨期限切れの個人防護具の配布について

内容

診療以外の訓練及び研修で利用するため、厚生労働省において個人防護具の配布を行うこととなりました。配布を希望する場合、 本ホームページをご確認いただき、下記の「行政手続きオンライン申請サービス」によりお申し込みください。

配布対象施設	「 医療措置協定締結医療機関 」 (感染症法に基づき、病床の確保や発熱外来の実施等について、県と協定を締結した医療機関)
配布される個人防護具 (令和7年6月~ 令和7年9月配布予定)	 ①ガウン ②非滅菌手袋 ※ ガウンについては、「アイソレーションガウン(不織布性)」、「プラスチックガウン」のどちらも選択が可能、非滅菌手袋については「素材」及び「サイズ」のどちらも選択が可能です。 ※ 各物資のメーカーについては指定できません。 ※ 配布する物資は、使用推奨期限が配布時点において既に切れているもの(使用推奨期限が迫っており令和7年度中に切れるものを含む。)となるため、有効活用の観点から訓練及び研修に使用するため配布するものです。 ※ 上記以外の物資の配布はありません。 ※ 国備蓄品の放出のため、外装の段ボール箱につぶれがある場合があります(良品扱い)。 ※ 希望数量が多数に上る場合、数量が調整され、ご要望に沿えない場合があります。
配布申込み方法	本ホームページ下部の「行政手続きオンライン申請サービス」からお申し込みください。 ※ 電話・FAX・電子メールによる申込みには対応できません。
配布申込み期限	令和7年3月17日(月) ※ 上記回答期限までに、数量等の変更があった場合、再度申請を行ってください。複数回申請があった場合、最後の申請のみ受理します。 ※ 上記回答期限後は、取り消しや変更に応じることはできません。受け取り拒否はできず、確実に受け取るようお願いします。
申込み数量	今回、配布の希望があった施設においては、以下の点について同意いただいたものとして取り扱いますので、御留意いただいた上で、真に必要な数量を申請してください。 ①使用用途 配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用すること。 診療以外の訓練及び研修で利用すること。 ②転売禁止 転売をする(した)ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。 ※ 回答いただく数量は、100枚単位となるため、100枚未満の端数は切り上げ又は切り捨てで計算してください。 ※ 保管スペースを考慮の上、申し込みしてください。 ※ 配布を受けた個人防護具については、今回の配布趣旨を御理解いただき、転用転売等は行わないでください。
配送予定	申請内容を厚生労働省がとりまとめ、国から委託を受けた配送会社から各施設へ配送されます。 令和7年6月に配送を開始~令和7年9月中の配送完了を予定しております。